平成２２年（フ）第５７６号
大阪府堺市南区新檜尾台２丁２番５―514号、開始決定時の住所大阪府和泉市内田町１丁目11番33号
破産者　関戸　利将
1　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
2　一般調査期日　平成23年10月25日午後１時30分
平成23年７月26日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第１４４号
愛知県刈谷市野田町西田48番地２　メゾンドヨサミＢ棟102号
破産者　棚田　道和
1　期日　平成23年９月26日午後４時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月27日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１２３号
北海道伊達市網代町３番地４
破産者　室　　義廣
異議申述期間　平成23年９月２日まで
平成23年７月27日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
山口県岩国市美和町生見2195―６、住民票上の住所広島県廿日市市沖塩屋３丁目３番３号
破産者　中田美智子
異議申述期間　平成23年９月９日まで
平成23年７月27日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間等

平成２３年（フ）第１４号
香川県観音寺市坂本町７丁目２番８号
破産者　三宅　昭二
1　主文
⑴　平成23年６月13日午後５時付け決定で定めた免責意見申述期間の定めを取り消す。
⑵　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
2　決定年月日　平成23年７月25日
高松地方裁判所観音寺支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０５２号
東京都中央区日本橋小伝馬町16番５号
清算株式会社　株式会社ジャパン・エンジニアリング・サプライ
代表清算人　大屋　昭浩
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第５号
東京都八王子市大塚555番地
清算株式会社　株式会社多摩ブルワリー
代表清算人　黒田　泰光
1　決定年月日　平成23年７月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第６号
栃木県小山市城東７丁目６番３号
更生会社　リバティー株式会社
管財人　腰塚　和男
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第８号
栃木県小山市城東７丁目６番３号
更生会社　日本レンタル株式会社
管財人　腰塚　和男
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第９号
栃木県小山市城東７丁目６番３号
更生会社　株式会社エイト
管財人　腰塚　和男
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第２号
埼玉県川越市南大塚２丁目５番地１
再生債務者　株式会社はつかり麺
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　さいたま市大宮区宮町２丁目28番地　あじせんビル４階・６階　埼玉中央法律事務所　弁護士　松苗　弘幸
平成23年７月26日
さいたま地方裁判所第３民事部

決議に付する決定

平成２３年（再）第１号
北海道帯広市東９条南９丁目２番地４
再生債務者　株式会社ＨＩＴＣ
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月25日まで
平成23年７月25日　釧路地方裁判所帯広支部

再生計画認可

平成２２年（再）第７号
三重県鈴鹿市下箕田１丁目４番８号
再生債務者　株式会社浜口リビック
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年７月26日　津地方裁判所

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
長野市南高田２丁目12番地７
再生債務者　合資会社深澤商店
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年７月25日　長野地方裁判所民事部

平成１９年（再）第２号
長野県千曲市大字屋代中島3143番地38
再生債務者　百萬石酒販株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年７月25日　長野地方裁判所民事部

平成１９年（再）第３号
長野市南高田２丁目12番地９
再生債務者　百萬石株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年７月25日　長野地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第４８号
埼玉県越谷市越ヶ谷２丁目４番２号　ローヤルシティ越谷204
再生債務者　町田　恵介
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月29日から平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第８２号
兵庫県西宮市上鳴尾町１番８―403号
再生債務者　時田　誠一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月22日から平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部